

計 画 書

東播都市計画再開発地区計画の変更〔明石市決定〕

都市計画大久保駅南地区再開発地区計画を次のように変更する。

名	称	大久保駅南地区地区計画
位	置	明石市大久保町ゆりのき通1丁目、2丁目及び3丁目の一部、大久保町福田2丁目の一部
面	積	約31.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区を含むJR大久保駅周辺は、まちおこしの核をつくる地域拠点地区として、重点的なまちづくりの推進が求められている地区である。 このため当地区では、都市基盤施設の整備にあわせて、良質な住宅や広域的な商業・業務・文化等の機能を導入し、地域の活性化に貢献するとともに、複合機能型生活文化核の形成をめざす。
	土地利用に関する方針	交通至便な立地条件を生かし、広域を対象とした商業・娯楽機能や新たな産業育成の拠点となる業務機能等を導入するとともに、神戸、大阪圏の近郊住宅地としての住宅需要に応える定住性の高い住宅市街地を形成し、新たな都市拠点にふさわしい「住」、「遊」、「業」の機能をあわせもつ複合的な土地利用を図る。 1) 「駅前地区(2)―①」は業務及び生活利便施設等を配置するとともに、良質な共同住宅を配置し、土地の高度利用を図る。 2) 「駅前地区(2)―②」は駅北の既存商業等との調和を図りながら、商業・業務・宿泊及び娯楽機能を集積するとともに、良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 3) 「駅前地区(3)」は産業振興・市民文化等に資する公益機能を導入し、あわせて業務及び生活利便性施設等を配置するとともに、土地の高度利用を図るため良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 4) 「駅前地区(1)」、「中央地区(2)」は幅広い住宅需要に対応するため多様な規模、形式を有する良質な共同住宅を配置し、特に「中央地区(2)」についてはケア付住宅の導入を図る。 5) 「中央地区(1)―①」は商業・業務機能を配置する。 6) 「中央地区(1)―②」はにぎわいを演出するための商業・業務機能及びスポーツ・娯楽機能を配置する。 7) 「沿道地区」は広域を対象とした商業・娯楽及び業務機能を配置する。 8) 「公益施設地区」は教育施設を配置する。 9) 「沿道利便地区」は良質な住宅のほか、生活利便施設等を配置する。 10) 「中央地区(3)」は周囲と調和のとれた良質な住宅と、市民の利便に資する公共公益施設を配置し、複合的な土地利用を図る。



区域の整備・開発及び保全に関する方針	都市基盤施設の整備の方針	幹線道路については、播磨中央幹線、国道 2 号等からの円滑な交通を確保するため福田大窪線を整備するとともに、JR 大久保駅と播磨中央幹線を結ぶ地区内シンボル道路としての大久保駅南中央線、さらにこれらを東西に結ぶ福田東西線を整備する。 また、地区内の交通の円滑化を図るため区画街路等を適切に配置する。 公園については、地区内に街区公園を 3 カ所整備する。 その他の公共空地として、駅と地区内の主要な街区を結ぶ立体的な歩行者用通路を整備し、適切に地上レベルの幹線道路等との連絡を図ることにより、安全で潤いとにぎわいのある歩行者ネットワークを形成する。また、敷地内に広場、歩道状空地等を確保し、良好な都市環境を創出する。
	建築物等の整備の方針	1) 新しい都市拠点として、にぎわいのある都市空間を創出し、良好な都市景観を形成するため、建築物の用途・配置・形態・意匠等に配慮し、全体として調和のとれた個性と魅力ある空間の形成を図る。 2) 駅前を中心とした地区は、複合的な土地利用とアメニティの創出をめざし、それぞれの地区にふさわしい建築物誘導を図る。 3) 住宅については良質で多様な住宅の供給をめざし、良好な住環境の形成を図る。
再開発等促進区	面積	約 25.2ha
	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地：歩行者用立体通路 幅員： 5m 延長：約 700m



地区 整備 計画 に関する 事項	地区施設の配置及び規模		その他の公共空地 広場 A : 約 3,200 m ² 広場 B : 約 1,750 m ² 広場 C : 約 1,550 m ² 広場 D : 約 400 m ² 歩行者通路 : 幅員 4m、延長約 430m 歩道状空地 : 幅員 2m、延長約 2,180m 緑地帯 A : 幅員 4m、延長約 190m 緑地帯 B : 幅員 4m、延長約 220m		
	建築物等 に関する 事項	地区の 名称	駅前地区〔2〕―①	駅前地区〔2〕―②	駅前地区〔3〕
		地区の 面積	約 1.8ha	約 2.3ha	約 3.2ha
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2) 1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものを除く） 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2) 1階及び2階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものを除く） 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2) 1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 5) ホテル又は旅館 6) 自動車教習所 7) 畜舎 8) カラオケボックスその他これに類するもの 9) 倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 45	10 分の 45	10 分の 30
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2m を超える門もしくはへい、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2) 大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3) 歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。		



地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	駅前地区(1)	中央地区(2)	中央地区(1)ー①
		地区の区分	約 4. 3ha	約 3. 1ha	約 0. 7ha
		建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅 2) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3,000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10,000㎡以下とする	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅（ケア付住宅を含む） 2) 診療所 3) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3,000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10,000㎡以下とする	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 20	10 分の 20	10 分の 30
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ2mを超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2) 大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3) 歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。		



地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	中央地区(1)～②	沿道地区	公益施設地区
		地区の面積		約 1. 6ha	約 5. 1ha	約 2. 1ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1)幼稚園 2)小学校 3)上記の建築物に附属するもの	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10 分の 33	10 分の 31	10 分の 20
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。			
	建築物等の形態又は意匠の制限	1)建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2)大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3)歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4)屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。				



地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地 区 の 区 分	地区の 名 称	沿道利便地区
		地区の 区 分	地区の 面 積	約 1. 0ha
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 その他これらに類するもの 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) カラオケボックスその他これに類するもの	
		建築物の延 べ面積の敷 地面積に対 する割合の 最高限度	10 分の 20	
		壁面の位置 の制限	_____	
		建築物等の 形態又は意 匠の制限	1) 建築物は、周辺環境に調和した形態・意匠とする。 2) 屋外広告物は、都市景観を配慮したものであるものとする。	

「区域、再開発等促進区の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

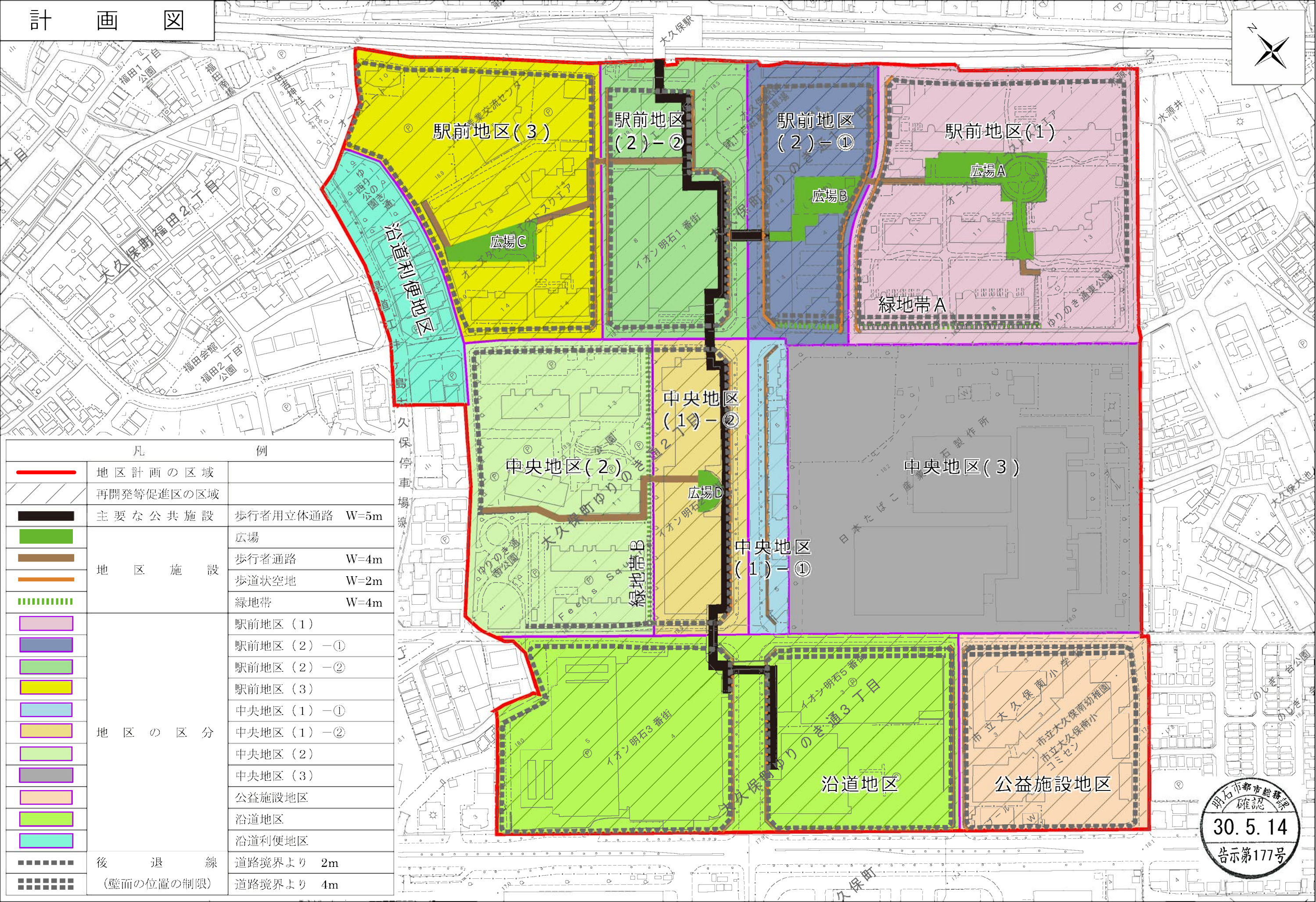
別添理由書のとおり



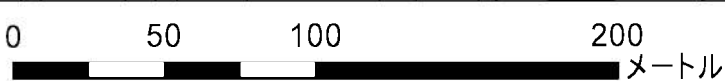
理 由 書

日本たばこ産業株式会社特機事業部の工場閉鎖に伴い、工場跡地に良質な住宅と市民の利便に資する公共公益施設を配置し、複合的な土地利用を図るため、用途地域の変更にあわせ、地区計画を変更する。





縮尺 1:2,500



変更後			変更前		
東播都市計画再開発地区計画の変更〔明石市決定〕			東播都市計画再開発地区計画の決定〔明石市決定〕		
都市計画大久保駅南地区再開発地区計画を次のように変更する。			都市計画大久保駅南地区再開発地区計画を次のように決定する。		
名 称		大久保駅南地区地区計画	名 称		大久保駅南地区再開発地区計画
位 置		明石市大久保町ゆりのき通1丁目、2丁目及び3丁目の一部、大久保町福田2丁目の一部	位 置		明石市大久保町大久保町の一部、大久保福田の一部及び大久保町八木の一部
面 積		約31.0ha	面 積		約25.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区を含むJR大久保駅周辺は、まちおこしの核をつくる地域拠点地区として、重点的なまちづくりの推進が求められている地区である。 このため当地区では、都市基盤施設の整備にあわせて、良質な住宅や広域的な商業・業務・文化等の機能を導入し、地域の活性化に貢献するとともに、複合機能型生活文化核の形成をめざす。	区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	本地区を含むJR大久保駅周辺は、まちおこしの核をつくる地域拠点地区として、重点的なまちづくりの推進が求められている地区である。 このため当地区では、都市基盤施設の整備にあわせて、良質な住宅や広域的な商業・業務・文化等の機能を導入し、地域の活性化に貢献するとともに、複合機能型生活文化核の形成をめざす。
	土地利用に関する方針	交通至便な立地条件を生かし、広域を対象とした商業・娯楽機能や新たな産業育成の拠点となる業務機能等を導入するとともに、神戸、大阪圏の近郊住宅地としての住宅需要に応える定住性の高い住宅市街地を形成し、新たな都市拠点にふさわしい「住」、「遊」、「業」の機能をあわせもつ複合的な土地利用を図る。 1)「駅前地区(2)一①」は業務及び生活利便施設等を配置するとともに、良質な共同住宅を配置し、土地の高度利用を図る。 2)「駅前地区(2)一②」は駅北の既存商業等との調和を図りながら、商業・業務・宿泊及び娯楽機能を集積するとともに、良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 3)「駅前地区(3)」は産業振興・市民文化等に資する公益機能を導入し、あわせて業務及び生活利便性施設等を配置するとともに、土地の高度利用を図るため良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 4)「駅前地区(1)」、「中央地区(2)」は幅広い住宅需要に対応するため多様な規模、形式を有する良質な共同住宅を配置し、特に「中央地区(2)」についてはケア付住宅の導入を図る。 5)「中央地区(1)一①」は商業・業務機能を配置する。 6)「中央地区(1)一②」はにぎわいを演出するための商業・業務機能及びスポーツ・娯楽機能を配置する。 7)「沿道地区」は広域を対象とした商業・娯楽及び業務機能を配置する。 8)「公益施設地区」は教育施設を配置する。 9)「沿道利便地区」は良質な住宅のほか、生活利便施設等を配置する。 10)「中央地区(3)」は周囲と調和のとれた良質な住宅と、市民の利便に資する公共公益施設を配置し、複合的な土地利用を図る。		土地利用に関する方針	交通至便な立地条件を生かし、広域を対象とした商業・娯楽機能や新たな産業育成の拠点となる業務機能等を導入するとともに、神戸、大阪圏の近郊住宅地としての住宅需要に応える定住性の高い住宅市街地を形成し、新たな都市拠点にふさわしい「住」、「遊」、「業」の機能をあわせもつ複合的な土地利用を図る。 1)「駅前地区(2)一①」は業務及び生活利便施設等を配置するとともに、良質な共同住宅を配置し、土地の高度利用を図る。 2)「駅前地区(2)一②」は駅北の既存商業等との調和を図りながら、商業・業務・宿泊及び娯楽機能を集積するとともに、良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 3)「駅前地区(3)」は産業振興・市民文化等に資する公益機能を導入し、あわせて業務及び生活利便性施設等を配置するとともに、土地の高度利用を図るため良質な共同住宅を配置し、複合的な土地利用を図る。 4)「駅前地区(1)」、「中央地区(2)」は幅広い住宅需要に対応するため多様な規模、形式を有する良質な共同住宅を配置し、特に「中央地区(2)」についてはケア付住宅の導入を図る。 5)「中央地区(1)一①」は商業・業務機能を配置する。 6)「中央地区(1)一②」はにぎわいを演出するための商業・業務機能及びスポーツ・娯楽機能を配置する。 7)「沿道地区」は広域を対象とした商業・娯楽及び業務機能を配置する。 8)「公益施設地区」は教育施設を配置する。 9)「沿道利便地区」は良質な住宅のほか、生活利便施設等を配置する。



変更後			変更前		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	都市基盤施設の整備の方針	幹線道路については、播磨中央幹線、国道 2 号等からの円滑な交通を確保するため福田大窪線を整備するとともに、JR 大久保駅と播磨中央幹線を結ぶ地区内シンボル道路としての大久保駅南中央線、さらにこれらを東西に結ぶ福田東西線を整備する。 また、地区内の交通の円滑化を図るため区画街路等を適切に配置する。 公園については、地区内に街区公園を 3 カ所整備する。 その他の公共空地として、駅と地区内の主要な街区を結ぶ立体的な歩行者用通路を整備し、適切に地上レベルの幹線道路等との連絡を図ることにより、安全で潤いのにぎわいのある歩行者ネットワークを形成する。また、敷地内に広場、歩道状空地等を確保し、良好な都市環境を創出する。	区域の整備及び開発に関する方針	都市基盤施設の整備の方針	幹線道路については、播磨中央幹線、国道 2 号等からの円滑な交通を確保するため福田大窪線を整備するとともに、JR 大久保駅と播磨中央幹線を結ぶ地区内シンボル道路としての大久保駅南中央線、さらにこれらを東西に結ぶ福田東西線を整備する。 また、地区内の交通の円滑化を図るため区画街路等を適切に配置する。 公園については、地区内に街区公園を 3 カ所整備する。 その他の公共空地として、駅と地区内の主要な街区を結ぶ立体的な歩行者用通路を整備し、適切に地上レベルの幹線道路等との連絡を図ることにより、安全で潤いのにぎわいのある歩行者ネットワークを形成する。また、敷地内に広場、歩道状空地等を確保し、良好な都市環境を創出する。
	建築物等の整備の方針	1)新しい都市拠点として、にぎわいのある都市空間を創出し、良好な都市景観を形成するため、建築物の用途・配置・形態・意匠等に配慮し、全体として調和のとれた個性と魅力ある空間の形成を図る。 2)駅前を中心とした地区は、複合的な土地利用とアメニティの創出をめざし、それぞれの地区にふさわしい建築物誘導を図る。 3)住宅については良質で多様な住宅の供給をめざし、良好な住環境の形成を図る。		建築物等の整備の方針	1)新しい都市拠点として、にぎわいのある都市空間を創出し、良好な都市景観を形成するため、建築物の用途・配置・形態・意匠等に配慮し、全体として調和のとれた個性と魅力ある空間の形成を図る。 2)駅前を中心とした地区は、複合的な土地利用とアメニティの創出をめざし、それぞれの地区にふさわしい建築物誘導を図る。 3)住宅については良質で多様な住宅の供給をめざし、良好な住環境の形成を図る。
再開発等促進区	面積	約 2 5 . 2 ha		主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地：歩行者用立体通路 幅員： 5 m 延長：約 7 0 0 m
	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地：歩行者用立体通路 幅員： 5 m 延長：約 7 0 0 m			





変更後										変更前									
地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模			その他の公共空地 広場 A：約 3,200 m ² 広場 B：約 1,750 m ² 広場 C：約 1,550 m ² 広場 D：約 400 m ² 歩行者通路：幅員 4m、延長約 430m 歩道状空地：幅員 2m、延長約 2,180m 緑地帯 A：幅員 4m、延長約 190m 緑地帯 B：幅員 4m、延長約 220m						地区施設の配置及び規模			その他の公共空地 広場 A：約 3,200 m ² 広場 B：約 1,750 m ² 広場 C：約 1,550 m ² 広場 D：約 400 m ² 歩行者通路：幅員 4m、延長約 430m 歩道状空地：幅員 2m、延長約 2,180m 緑地帯 A：幅員 4m、延長約 190m 緑地帯 B：幅員 4m、延長約 220m						
	建築物等の用途の制限	地区の区分	地区の名称	駅前地区(2)―①		駅前地区(2)―②		駅前地区(3)		建築物等の用途の制限	地区の区分	地区の名称	駅前地区(2)―①		駅前地区(2)―②		駅前地区(3)		
			地区の面積	約 1.8ha		約 2.3ha		約 3.2ha				地区の面積	約 1.8ha		約 2.3ha		約 3.2ha		
			次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2)1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2)1階及び2階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2)1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 5)ホテル又は旅館 6)自動車教習所 7)畜舎 8)カラオケボックスその他これに類するもの 9)倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 10)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2)1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅（戸建住宅・長屋住宅）、寄宿舍又は下宿 2)1階及び2階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅（ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く） 3)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 5)ホテル又は旅館 6)自動車教習所 7)畜舎 8)カラオケボックスその他これに類するもの 9)倉庫（ただし、共同住宅、店舗等に附属するものを除く） 10)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの								
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10 分の 45		10 分の 45		10 分の 30		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10 分の 45		10 分の 45		10 分の 30				
	壁面の位置の制限		建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。								壁面の位置の制限		建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。						
建築物等の形態又は意匠の制限		1)建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2)大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3)歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4)屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。								1)建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2)大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3)歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4)屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。									

変更後						変更前					
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	駅前地区(1)	中央地区(2)	中央地区(1)－①	地区の区分	地区の名称	駅前地区(1)	中央地区(2)	中央地区(1)－①
			地区の面積	約 4. 3ha	約 3. 1ha	約 0. 7ha		地区の面積	約 4. 3ha	約 3. 1ha	約 0. 7ha
		建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅 2) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3, 000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10, 000㎡以下とする	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅（ケア付住宅を含む） 2) 診療所 3) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3, 000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10, 000㎡以下とする	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 4 項に掲げる営業の用に供するもの	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅 2) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3, 000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10, 000㎡以下とする	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 共同住宅（ケア付住宅を含む） 2) 診療所 3) 上記の建築物に附属するもの。自動車車庫については延べ床面積の合計が3, 000㎡以下のもの。ただし、総合的設計による一団地の建築物に附属する場合は10, 000㎡以下とする	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 4 項に掲げる営業の用に供するもの		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 20	10 分の 20	10 分の 30	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 20	10 分の 20	10 分の 30		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。			建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。					
	建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2) 大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3) 歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものであるものとする。			建築物等の形態又は意匠の制限			1) 建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2) 大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3) 歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものであるものとする。			

明石市都市総務課
確認

30. 5. 14

告示第177号



変更後							変更前										
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	中央地区(1)ー②	沿道地区	公益施設地区	再開発地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	中央地区(1)ー②	沿道地区	公益施設地区				
			地区の面積	約 1. 6ha	約 5. 1ha	約 2. 1ha				地区の面積	約 1. 6ha	約 5. 1ha	約 2. 1ha				
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1)幼稚園 2)小学校 3)上記の建築物に附属するもの	建築物等の用途の制限			次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2)工場、作業場（ただし、自家販売のための食品製造業を営むもの及びアトリエ、工房その他これらに類するものは除く） 3)ホテル又は旅館 4)自動車教習所 5)畜舎 6)倉庫（ただし、店舗等に附属するものを除く） 7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項に掲げる営業の用に供するもの	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1)幼稚園 2)小学校 3)上記の建築物に附属するもの						
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 33	10 分の 31	10 分の 20	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度			10 分の 33	10 分の 31	10 分の 20						
		壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。						壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門もしくはへいは、計画図に表示する後退線をこえて建築してはならない。ただし、公共の用に供する歩行者用立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。							
		建築物等の形態又は意匠の制限	1)建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2)大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3)歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4)屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。						建築物等の形態又は意匠の制限	1)建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2)大久保駅南中央線沿いの建築物は、連続的な街なみの形成を図る。 3)歩行者用立体通路は、屈曲部等に溜まり空間を設けるなど、ゆとりと潤いのある空間の創出を図る。 4)屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、表示方法については美観を損なわないよう、形態・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。							

明石市都市総務部

確認

30. 5. 14

告示第177号



変更後

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道利便地区
		地区の区分	地区の面積	約 1. 0ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 その他これらに類するもの 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) カラオケボックスその他これに類するもの	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 20	
		壁面の位置の制限	_____	
建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、周辺環境に調和した形態・意匠とする。 2) 屋外広告物は、都市景観を配慮したものとする。			

「×域、再開発等促進×の×域、地区の×分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書のとおり

変更前

再開発地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道利便地区
		地区の区分	地区の面積	約 1. 0ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場 その他これらに類するもの 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) カラオケボックスその他これに類するもの	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 分の 20	
		壁面の位置の制限	_____	
建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、周辺環境に調和した形態・意匠とする。 2) 屋外広告物は、都市景観を配慮したものとする。			

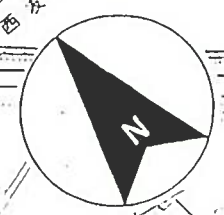
「×域、地区の×分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由
計画的な基盤施設整備にあわせ、商業・業務・文化の地域拠点としての機能充実及び良好な住宅地の形成を図るため、本案のとおり決定する。

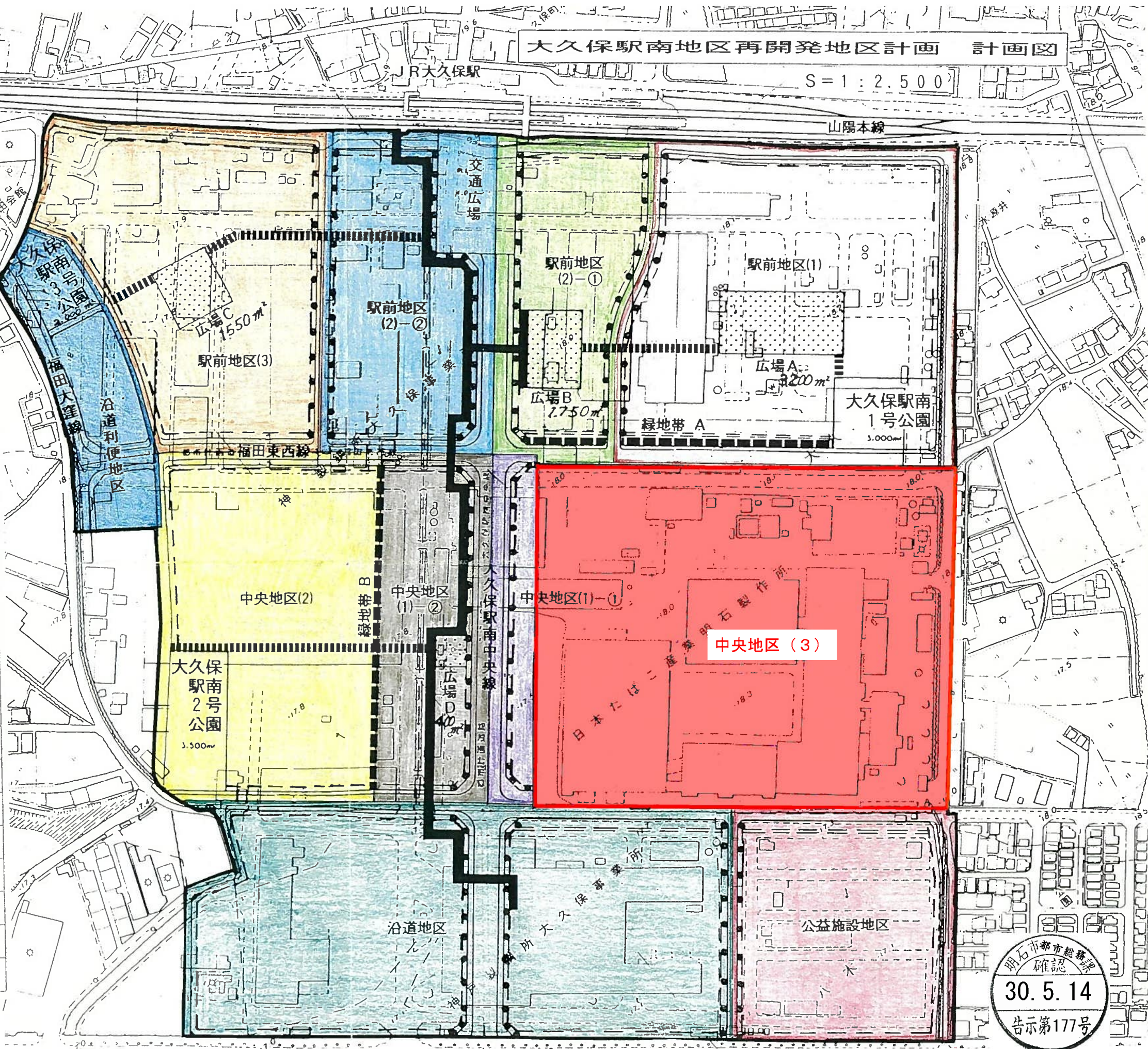
明石市都市総務課
確認
30. 5. 14
告示第177号



S=1:2,500



凡 例	
	再開発地区計画区域
	主要な公共施設
	歩行者用立体通路W=5m
	広 場
	歩行者通路 W=4m
	歩道状空地 W=2m
	緑地帯 W=4m
	駅前地区(1)
	駅前地区(2)-①
	駅前地区(2)-②
	駅前地区(3)
	中央地区(1)-①
	中央地区(1)-②
	中央地区(2)
	公益施設地区
	沿道地区
	沿道利便地区
	後 退 線 (壁面の位置の制限)
	道路境界線より 2m
	道路境界線より 4m



 今回追加する区域

明石市都市総務課
確認
30.5.14
告示第177号

播磨中央幹線 (250号: 明姫幹線)